

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

本部町は、沖縄本島北部の本部半島の先端部に位置している。町域の東側を名護市、北側を今帰仁村と隣接し、西の洋上には伊江島、北方に伊是名、伊平屋の島々を臨む位置にある。

水納島を含む総面積は、54.29 km²、東西、南北に約8kmの三角形に近い町域となっている。



(1) 地域の災害リスク

(台風:当町地域防災計画)

町内では、これまでも数々の台風被害に見舞われてきた。平成18年に策定した本部町地域防災計画では策定年から過去6年において毎年台風被害を受けている。台風災害としては、「沖縄県地域防災計画」を参考に同様の災害を想定して防災計画に取り組む。

(土砂災害:ハザードマップ)

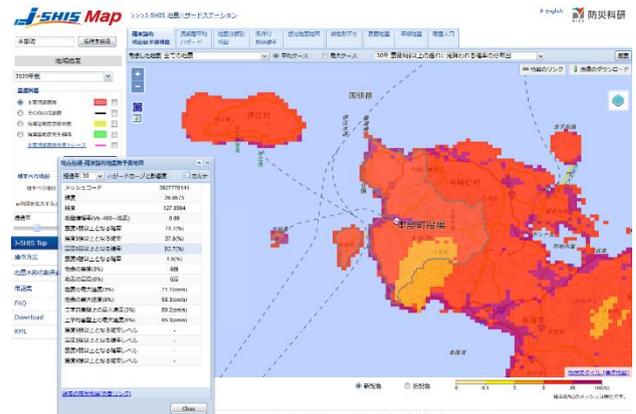
当町のハザードマップによると、伊野波地区を中心とした満名川一帯および山間の伊豆味地区、一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。満名川一帯においては、海岸沿いにかけて飲食業が集積している。

(地震:J-SHIS)

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査報告書(平成9年3月)」による被害想定調査結果を参考に、本部町の地震・津波災害を想定する。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で12.5%以上の確率で発生すると言われている。

また、沖縄本島南西沖地震で、塩川、渡久地港、エメラルドビーチでは津波の遡上が予測されている。



(その他)

当町の内陸部において、沖縄本島北部に位置する本部半島の最高峰である標高453.4メートルの八重岳があり、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因で林野火災が発生する危険性がある。

林野火災が発生すると、地理的条件や気象状況等によっては、その消火活動は極めて困難になり、人命を奪う可能性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が潜んでいる。また、貴重な森林資源を焼失することにつながる。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数：平成24年：719事業所(2012年現在)、平成28年：750事業所(2016年現在)

出典：平成24年、平成28年経済センサス - 活動調査 確報集計(事業所に関する集計)

※事業所数には会社以外の法人、法人でない団他を含まない。

産業大分類別	平成 24 年 (2012 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 24 年比	
	事業所数	事業所数	増減数	増減率
A～B 農林漁業	5	5	-	0.0%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	4	2	100.0%
D 建設業	46	46	-	0.0%
E 製造業	29	48	19	65.5%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0.0%
G 情報通信業	0	1	1	-
H 運輸業, 郵便業	12	10	△ 2	△16.7%
I 卸売業, 小売業	238	212	△ 26	△10.9%
J 金融業, 保険業	5	5	-	0.0%
K 不動産業, 物品賃貸業	27	29	2	7.4%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	15	15	-	0.0%
M 宿泊業, 飲食サービス業	185	207	22	11.9%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	65	74	9	13.8%
O 教育, 学習支援業	20	18	△ 2	△10.0%
P 医療, 福祉	27	37	10	37.0%
Q 複合サービス事業	3	3	-	0.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	40	36	△ 4	△10.0%
合計	719	750	31	4.3%

(3) これまでの取組

1) 当町の取組 ※役場総務課

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災情報システムの整備

2) 本会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定支援の相談実施、事業継続力強化計画の申請サポート
- ・大同火災海上保険株式会社と連携した商工会ビジネス総合保険への加入促進
- ・商工会会員福祉共済への加入促進。
- ・本部町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が実施できるよう、また域内において感染症発生時に、速やかに拡大防止措置実施できるよう組織内における体制整備、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・相談対応時や郵送等によりハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災 補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年2月までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・沖縄県商工会連合会等の関係機関から専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。（商工会会員・非会員問わず参加対象）
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・事業者のBCP等取り組み状況の確認
- ・当町担当課および関係各課と必要に応じて情報共有を図り、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。

携帯電話やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有し、必要に応じ沖縄県商工会連合会や沖縄県関係機関へも報告する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

例. 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤を控え、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に安全を確認し出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、業務に従事することができる職員で役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・当町でとりまとめた「例. 本部町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・当会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等に周知する。

<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

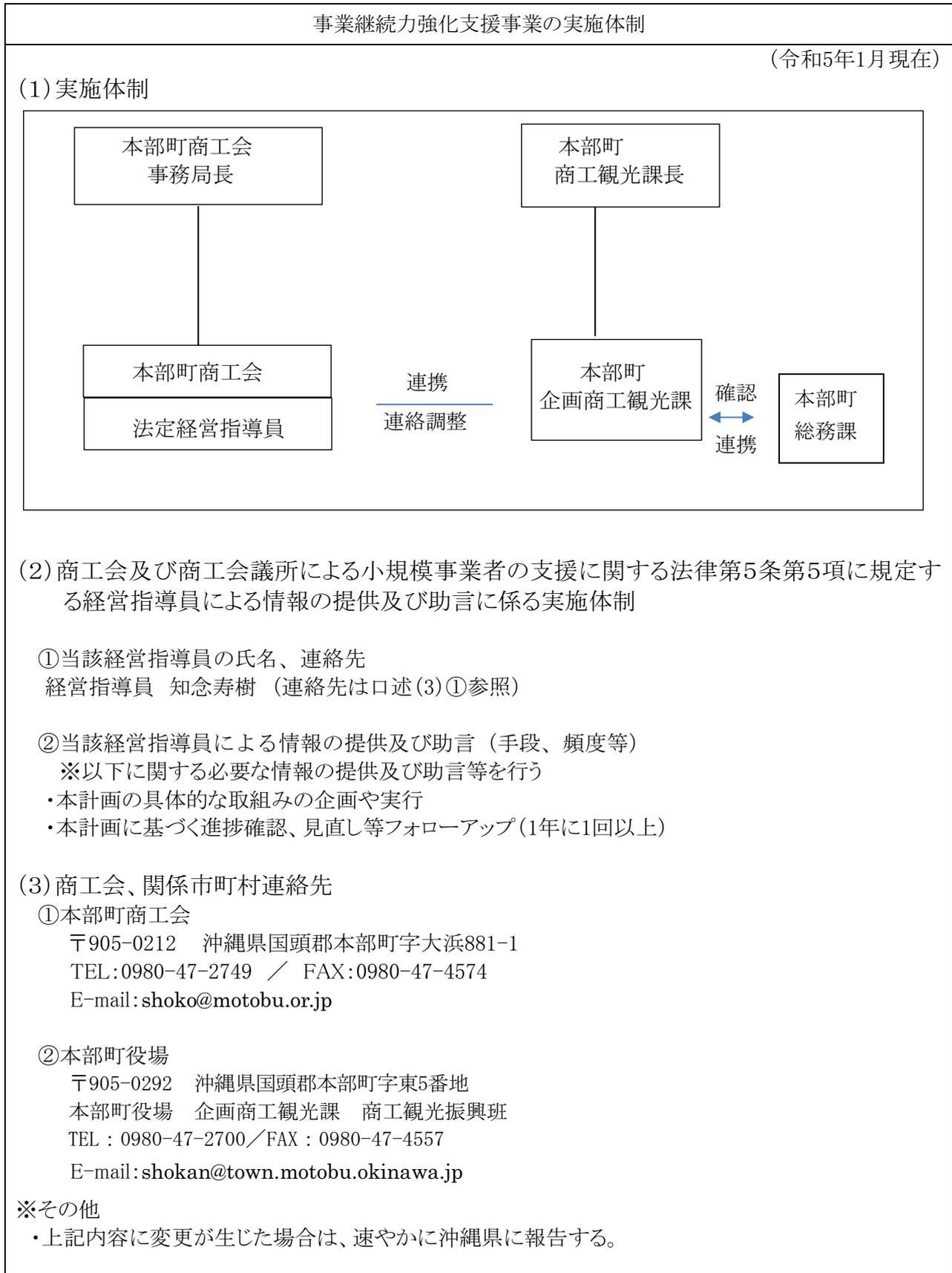
- ・沖縄県の方針等を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	40	40	40	40
・専門家派遣費	0	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	0	10	10	10	10

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、本部町補助金、沖縄県補助金、その他商工会事業収入を活用

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
該当なし。
該当なし。
該当なし。
該当なし。